

史跡明石城跡の概要

1. 史跡指定の状況

明石城跡は、平成 16 年（2004）9 月 30 日付け文部科学省告示第 142 号により、以下のとおり国史跡の指定を受けた。

名 称：明石城跡

指定年月日：平成 16 年（2004）9 月 30 日

所 在 地：兵庫県明石市明石公園

指 定 面 積：273,771.50 m²

指 定 基 準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

詳細解説：明石城跡は、近世、京・大坂の西に近接する山陽道筋にあたり、南は明石海峡に面する水陸交通の要衝に立地することから、江戸幕府により西国諸藩に対する押さえの地として重要視され、歴代、譜代・親藩大名が明石の地に封ぜられた。

元和 3 年（1617）、小笠原忠真が大坂夏の陣の戦功によって、信濃国松本から明石に 10 万石をもって国替えとなり、現在の明石城跡より南西約 1 km にあった船上城に入城して、明石藩が成立した。翌年、忠真は、将軍徳川秀忠から新城造営を命ぜられると、六甲山系が西に延び、明石川に区切られた台地の突端部に位置して戦略上の要地である人丸山を選んだ。幕府は普請費用として銀千貫目を与えた。

元和 5 年（1619）正月、幕府の普請奉行派遣のもと石垣普請が開始され、本丸、二ノ丸等の石垣、三ノ丸の石垣、土塁及び周辺の堀の普請は同年 8 月中旬に終わった。同年 9 月から櫓、御殿、城門、塀等の作事が始められ、その用材は廃城となった三木城、船上城等の資材が用いられたという。本丸の四隅に艮・巽・坤・乾の三層の隅櫓が建てられ、東・南・北には一重の多聞が築かれた。当初の坤櫓は伏見城の櫓を、また巽櫓は船上城の櫓を移したものと伝えられる。元和 6 年（1620）4 月に造営を終え、忠真は船上城から新城に移った。

築城当初の縄張り図として「播磨国明石新城図」（『小笠原忠真一代覚書』）が伝存する。本丸の東側に二ノ丸、三ノ丸（後の東ノ丸）を配し、本丸と二ノ丸の間には土橋を設け、本丸を独立させていた。本丸には当初御殿が置かれ、本丸西端に東西 13 間、南北 11 間の天守台が設けられたが、天守は築かれなかった。本丸西側の高石垣下に西ノ丸（後の稲荷曲輪）、その西に捨曲輪（後の山里曲輪）を置いた。本丸、二ノ丸、三ノ丸の南面に大曲輪を設け、下屋敷と家老等の屋敷を作った。大曲輪を取り囲むように堀と土居が西、南、東に巡り、それぞれ枳形が開く。城の北側は、自然地形の谷を堀として利用し、これを鴻ノ池（後の剛ノ池）と繋ぎ、ほぼ四周を水堀で縄張りしていた。城郭の外側には東、南、西に武家屋敷が展開する外曲輪があり、外周に外堀が巡る構造であった。寛永 8 年（1631）の失火後、本丸御殿は再建されず、三ノ丸の居屋敷を御殿に代用し、本丸の四隅櫓は建て直し、塀で繋いだとされる。資料として正保城絵図等の史料が伝来する。

寛永 9 年（1632）に小笠原忠真が豊前小倉藩に転封した後、戸田松平家、大久保家、藤井松平家、本多家を経て、天和 2 年（1682）に越前松平家が入封して明治維新に至った。明治 6 年（1873）廃城令によって官営地となり、明治 16 年に旧藩士が出願して私立明石公園となったが、明治 31 年（1898）に城跡全体が御料地に編入された。大正 7 年（1918）、兵庫県が本丸付近を宮内省から借り受け、県立明石公園が誕生し、その後御料地全域の払い下げを受け、昭和 7 年（1932）にはほぼ現在の明石公園の規模となった。現在、本丸等の石垣、大曲輪の堀等が良好に残り、巽櫓、坤櫓（ともに重要文化財）が現存し、県立明石公園として市民に親しまれている。

このように、明石城は、西国諸藩に対する備えとして交通上、軍事上の要衝の地である明石の地に造営された近世を代表する城郭の一つであって、遺構等が良好に残存しており、わが国近世の歴史を理解するうえで貴重である。よって史跡に指定しその保護を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 16 年 8 月号（491 号）

2. 史跡指定地内の重要文化財の指定状況

文化財保護法第二十七条には、文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財として指定することができるものと定められている。

明石城の巽櫓・坤櫓は、昭和32年（1957）6月18日に国の重要文化財として指定された。以下は重要文化財指定時の官報告示及び指定説明である。（原文は縦書き、内容は原文のまま）

①昭和32年文化財保護委員会告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、左表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

昭和三十三年六月十八日

文化財保護委員会委員長 河合彌八

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の住所
明石城 巽櫓 坤櫓	二棟	三重三階櫓、本瓦葺 三重三階櫓、本瓦葺 附 板札 一枚 元文二二年五月吉日の記がある	兵庫県	兵庫県	兵庫県明石市大明石町 (現明石公園 1-27)

②指定説明

明石城は元和三年（一六一七）小笠原忠真のため、岳父本多忠政（姫路城主）が築いたと伝えられる。現存する遺構は巽櫓及び坤櫓の二棟のみで、いずれも三重三階櫓である。外部は総塗籠になり、内部は各階を一室としている。建立年代を明らかにしないが、軸部材料よりみて江戸時代初期とみられる。その後の修理についても明らかにしないが、坤櫓には元文四年修復の墨書及び棟札がある（注一）。現状から見て坤櫓はこの時相当大きな修理を行ったものと思われる。また明治三十四年にも修理があり（注二）、昭和二十年には明石空襲の際壁及び瓦が落ち、昭和二十四年修理を行っている。

軒廻り及び屋根は補修を受けている模様であるが、なおよく江戸時代の気風を残している。

注一

(イ) 初重大梁墨書
元文四 六月実
御櫓修葺有之
普請奉行 吉村八右衛門
同目付 松村正八郎
同 内田勘平
同 佐藤文左衛門
手大工 河合平吉
小牧嘉平次
西川源七

(ロ) 棟札

石清水 元文二二年
(梵字) 奉修葺不動護摩供御城内安全祈願
八幡宮 五月吉日

注二

木札（巽櫓・坤櫓にあり）
明治三十四年四月 十七日 決済
全 年五月二十七日 起工
全 年十月 三十日 竣工
内匠頭従三位勲二等男爵 堤 正誼
内匠寮技師従六位勲五等 木子清敬
御料局京都事務所長
御料局技手従七位勲七等 下見重慎
内 匠 寮 技 手 安藤永次郎

3. 史跡区域図

